

UBS銀行 2022年5月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社小松製作所)

利率 / 年

期 間

当初約3ヵ月

以 降

約3年

8.40%(課税前)

8.40%(課税前)もしくは**0.10%**(課税前)

各利率決定日の対象株式終値が利率決定価格以上で8.40%、未満で0.10%

売出期間

2019年
5月15日~5月29日

売 出 要 項

発 行 体	UBS銀行 (格付: Aa3(Moody's)/A+(S&P)/AA-(Fitch)) *上記発行体の信用格付は、本邦において登録されていない信用格付業者が付与した格付です。 詳細は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。
1 券 面 額	1,000,000円(額面金額および計算基礎額)
申 込 単 位	額面100万円以上、100万円単位
売 出 価 格	100円につき100円
利 率 (課税前、年率、円建て)	当初約3ヵ月: 年率8.40%(1券面につき20,300円) 以降、①利率決定日の対象株式終値が利率決定価格以上の場合: 年率8.40%(各利払日ごとに1券面につき21,000円) ②利率決定日の対象株式終値が利率決定価格未満の場合: 年率0.10%(各利払日ごとに1券面につき250円)
利 率 決 定 価 格	当初価格の80%(1円未満切り捨て)
利 率 決 定 日	2019年11月27日以降、各利払日の5予定取引所営業日前の日
利 払 日	(年4回)2月、5月、8月、11月の各27日(初回利払いはショートファーストクーポン) (非営業日の場合、翌営業日。ただし翌暦月になる場合は直前の営業日となります。)
発 行 日	2019年5月29日
受 渡 日	2019年5月30日(=利息起算日=当初価格決定日)
満 期 償 還 日	2022年5月27日(ただし、最短で2019年8月27日に早期償還される可能性があります。)
対 象 株 式	株式会社小松製作所(銘柄コード: 6301)
当 初 価 格	対象株式の受渡日の終値に基づき決定されます。
行 使 価 格	対象株式の当初価格 × 100%
早期償還判定価格	対象株式の当初価格 × 105%(1円未満切り捨て)
ノックイン価格	対象株式の当初価格 × 65%(1円未満切り捨て)
ノックイン事由	観察期間中のいずれかの予定取引所営業日において、対象株式終値がノックイン価格未満であることをいいます。
本 取 引 所	東京証券取引所
計 算 代 理 人	UBS銀行ロンドン支店
早期償還判定日	満期償還日を除く各利払日の5予定取引所営業日前の日
評 価 価 格	最終評価日における対象株式の終値
観 察 期 間	2019年5月31日から最終評価日までの期間(終値)
早 期 償 還	いずれかの早期償還判定日における対象株式の終値がその早期償還判定価格以上であった場合、直後の利払日に、1券面あたり額面100%の現金で早期償還されます。(早期償還された日以降の利金は支払われません。)
最 終 評 価 日	満期償還日の5予定取引所営業日前の日
満 期 償 還	早期償還されず最終評価日を迎えた場合、償還方法は以下の通りとなります。 (1)ノックイン事由が発生しなかった場合、1券面あたり額面100%の現金で償還されます。 (2)ノックイン事由が発生した場合、 ①評価価格が行使価格以上であった場合、1券面あたり額面100%の現金で償還されます。 ②評価価格が行使価格未満であった場合、1券面(額面金額)あたりの対象株式の交付株式数での交付および現金調整額(もしあれば)の支払いにより償還されます。 確定株式数=額面金額÷行使価格 交付株式数=確定株式数から売買単位に満たない数を切り捨てた最大整数倍での株式数 端株数=確定株式数-交付株式数(小数点6位を四捨五入) 現金調整額=額面金額につき、端株数×評価価格(1円未満を四捨五入)
取 引 所 営 業 日	東京証券取引所が取引を行っている日

仕組債とは

デリバティブを組み込んだ社債の総称です。通常の社債と異なり、額面割れでの償還の可能性など一定のリスクがある代わりに、比較的高い利回りが期待できる社債です。

デリバティブとは、株式や為替、金利などの原資産の価格を基準として、取引価値が決定される金融商品の総称で、代表的な商品は、先物取引、オプション取引、スワップ取引などが挙げられます。

社債

+

デリバティブ

=

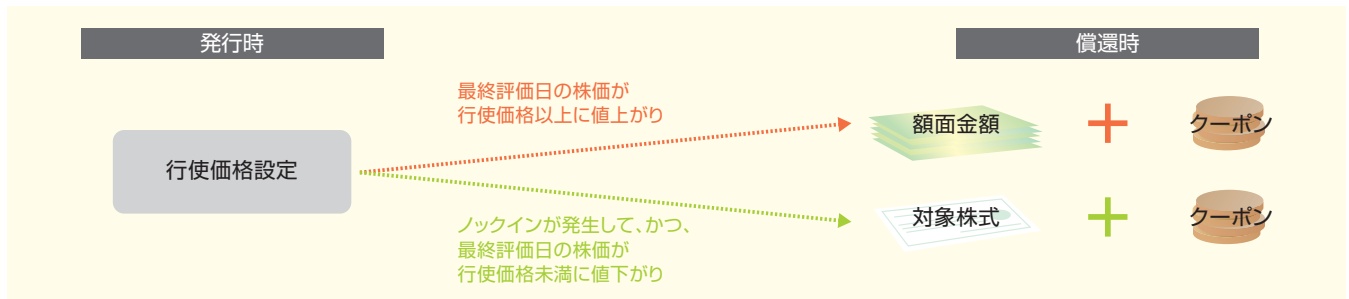
仕組債

EBとは

発行体とは異なる他社企業の対象株式に転換される可能性のある社債のことです。

あらかじめ設定された価格を下回ると対象株式等で償還される仕組みです。EBは一般的にみて高いクーポンの享受などを目的とする一方、信用リスク、流動性リスク(原則として途中売却ができません)や価格変動リスク等のある商品といえます。

対象株式で償還された場合、社債の額面から対象株式の時価と現金調整額(もしあれば)の合計を差し引いた額が実質的に償還差損となります。

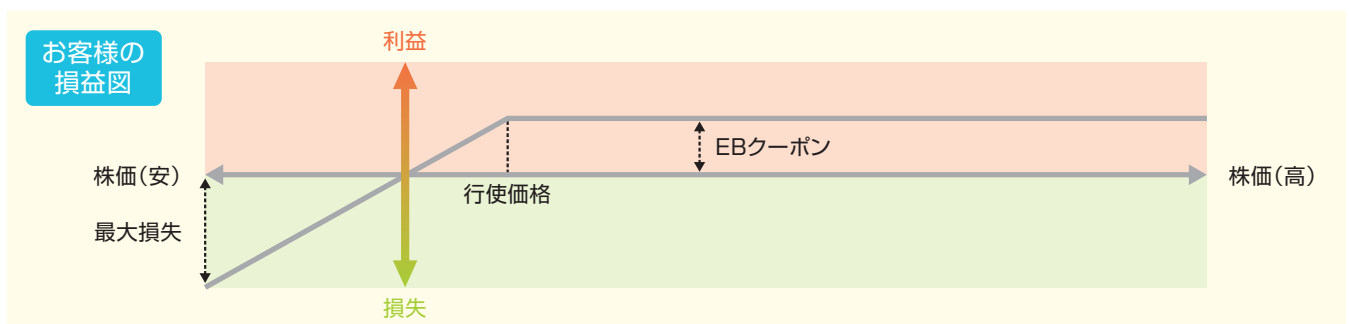


EBの特徴

EBのクーポンは、プット・オプションのプレミアムが社債のクーポンに転化されることが構造の基本です。クーポンが高くなるほど、株式に転換される可能性も高くなります。

EBの購入に際し、お客様は発行体に元本金額を支払い、さらにプット・オプションを売却したのと同様な経済効果が発生させます。その結果、一般的な社債以上のクーポンを受け取ることができる仕組みとなっております。

	お客様	発行体
EB組成時の状態	プット・オプションの売却 ある価格で買取を行う義務の発生	プット・オプションの購入 ある価格で売却できる権利の獲得
メリット	オプション・プレミアムの獲得 EBのクーポンの源泉の一つ	時価下落時の保険を購入
リスク	時価下落時に損失が発生 時価がゼロの場合に最大損失	オプション購入料

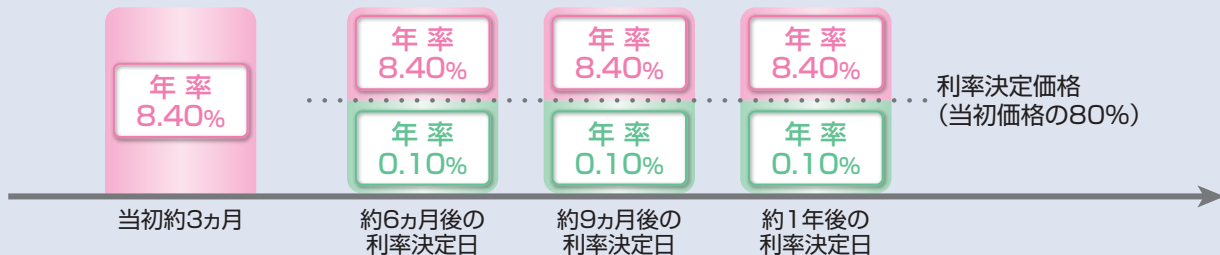


商品の特徴

1 利払いは当初約3ヵ月は年率8.40%(課税前)ですが、以降は変動利率となります。

2回目以降の利払日に適用される利率は、以下の条件によって決定されます。

- ①利率決定日の対象株式終値が利率決定価格以上の場合:年率8.40%(各利払日ごとに1券面につき21,000円)
- ②利率決定日の対象株式終値が利率決定価格未満の場合:年率0.10%(各利払日ごとに1券面につき250円)



2 償還のシナリオ

条件付きで元本100%で償還します。

- ①最終評価日における対象株式の評価価格が、その行使価格以上となった場合。
 - ②観察期間中、対象株式の株価が一度もロックイン価格未満とならなかった場合。
 - ③早期償還判定日に早期償還が決定した場合。
- 1券面あたり額面100%の現金で償還されます。

元本100%で償還されないケース

早期償還されなかった場合で、観察期間中に対象株式の株価が一度もロックイン価格未満となり、かつ、最終評価日における評価価格がその行使価格未満となった場合、満期償還時の償還は、1券面あたりの対象株式の交付株式数での交付および現金調整額(もしあれば)にて行われるため、対象株式の株価の値動きによっては、満期償還価値は当初投資元本を大きく下回る可能性があります。

早期償還条項による満期前の早期償還の可能性

いずれかの早期償還判定日に、対象株式の終値がその早期償還判定価格以上であった場合、直後の利払日に、1券面あたり額面100%の現金で早期償還されます。(その後の利金は支払われません。早期償還判定日(満期償還日を除く)は各利払日の5予定取引所営業日前の日です。)

償還イメージ

ケース 1 満期償還前に早期償還するケース

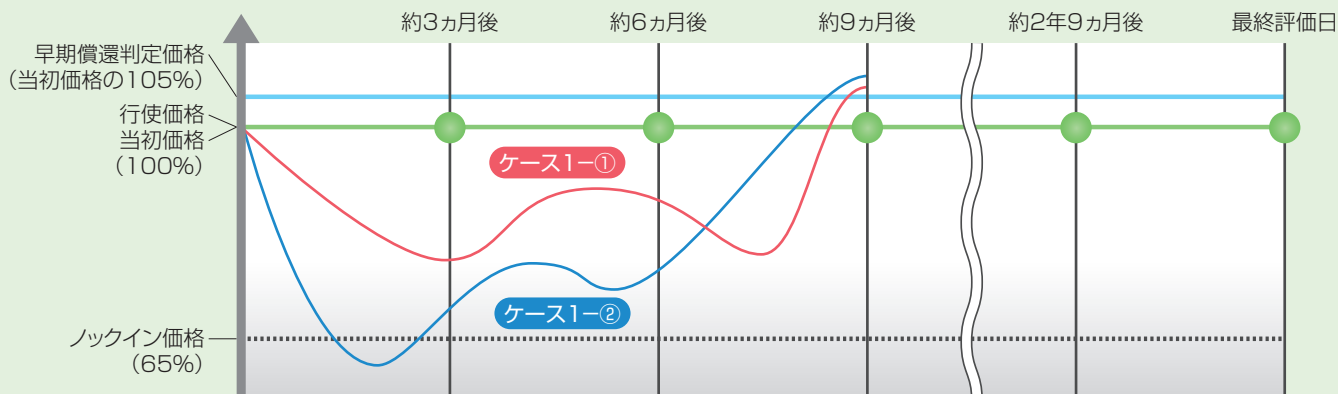
元本償還 額面の100%

ケース1-①

いずれかの早期償還判定日における対象株式の終値がその早期償還判定価格以上であった場合、直後の利払日に1券面あたり額面100%の現金で早期償還されます。(元本確保)

ケース1-②

一度でも対象株式の株価がロックイン価格未満となった場合でも、その後の早期償還判定日において対象株式の終値がその早期償還判定価格以上であった場合、直後の利払日に早期償還されます。



ケース 2

早期償還せず、満期償還を迎えるケース

元本償還

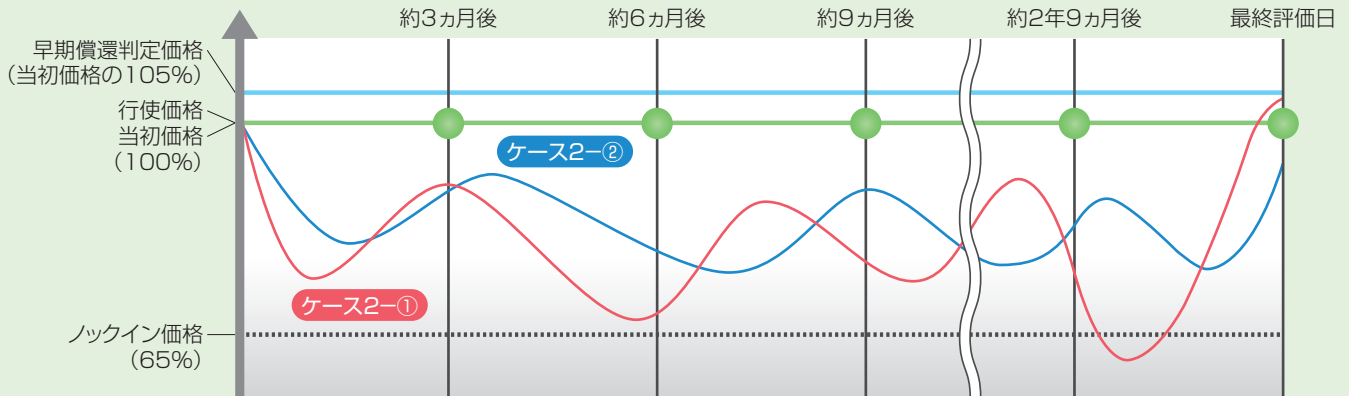
額面の100%

ケース2-①

満期償還日より前に早期償還されず、かつ、最終評価日における対象株式の評価価格がその行使価格以上である場合、観察期間中に対象株式の株価がノックイン価格未満となった場合でも、満期償還日に1券面あたり額面100%の現金で償還されます。

ケース2-②

満期償還日より前に早期償還されず、かつ、観察期間中に対象株式の株価が一度もノックイン価格未満とならなかった場合、満期償還日に1券面あたり額面100%の現金で償還されます。



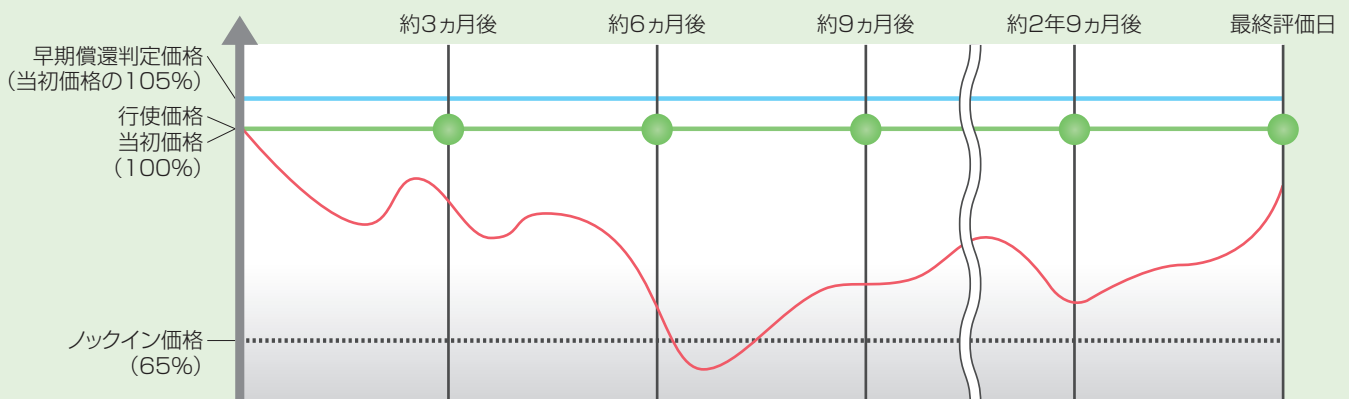
ケース 3

早期償還せず、満期償還を迎えるケース

元本棄損

対象株式での償還

満期償還日より前に早期償還されず、観察期間中に対象株式の株価が一度でもノックイン価格未満となり、かつ、最終評価日における評価価格がその行使価格未満となった場合、満期償還時の償還は、1券面あたりの対象株式の交付株式数での交付および現金調整額(もしあれば)にて償還されます。



交付株式数及び現金調整額の計算

小松製作所の当初価格が2,570.5円、最終評価日の評価価格が2,056.0円であったと仮定した場合の償還例

対象株式	当初価格	行使価格	最終評価日の評価価格	確定株式数	交付株式数	現金調整額
小松製作所	2,570.5円	2,570.5円	2,056.0円	389.0293717...	300株	183,044円

*売買単位株式数...100株

ケース 3 の計算例

確定株式数 = 1券面金額(100万円) ÷ 行使価格 = 389.0293717...

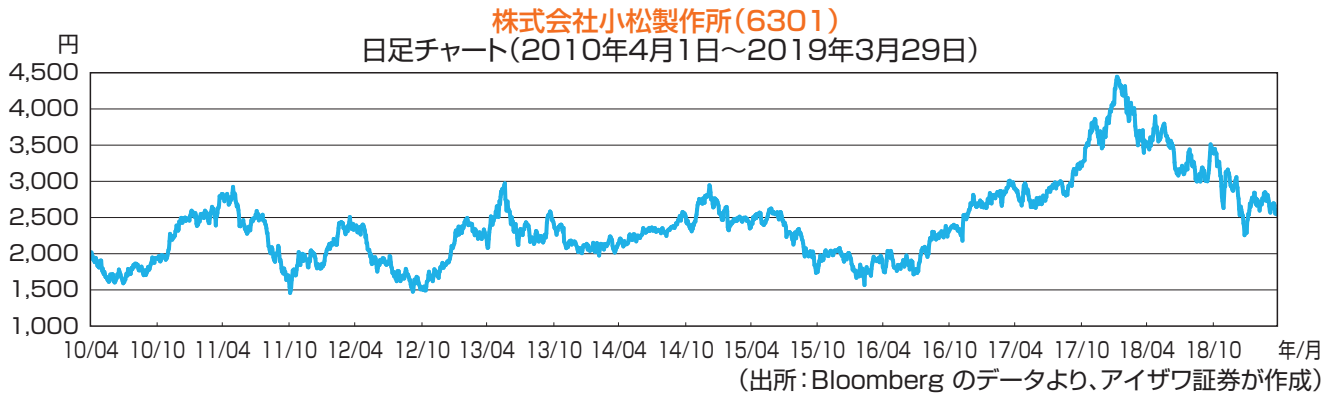
交付株式数 = 300株

端株数 = 389.0293717... - 300株 = 89.02937(小数点第6位を四捨五入し、第5位まで求める)

現金調整額 = 89.02937 × 2,056.0円 = 183,044円(1円未満四捨五入)

最大損失について

1. 直近の対象株式の推移



直近9年間の対象株式における3年毎の高値・安値(東証終値ベース)

期間	高値	安値
2010年4月1日 ～2013年3月29日	2,924.0円 (2011年5月2日)	1,458.0円 (2011年10月5日)
2013年4月1日 ～2016年3月31日	2,973.0円 (2013年5月22日)	1,566.5円 (2016年2月12日)
2016年4月1日 ～2019年3月29日	4,445.0円 (2018年1月11日)	1,715.0円 (2016年6月27日)

(出所: Bloomberg)

2. 想定損失額

以下は、本社債の価格に影響を与える上記の株価の変化に対する将来において想定される損失額のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません)。

対象株式の最大下落率は、2011年5月2日(2,924.0円)から2011年10月5日(1,458.0円)にかけての約50.14%です。

仮に、当初価格を2,570.5円(2019年3月29日終値)、行使価格を2,570.5円とし、最終評価日に最大下落率と同様に50.14%下落していたとすると、株価は1,281.6513円(理論値)と想定され、1券面(額面100万円)当りの損失額は501,400円になります。

損失額 = 100万円 - (交付株式数 × 最終評価日における対象株式の終値 + 現金調整額)

※本シミュレーションにおいては、便宜上、最終評価日の終値と満期償還日の終値を同値で計算しております。尚、損失額に受取利金及び株式の委託手数料等は考慮していません。

3. 想定損失額を上回るリスク

本社債の償還までに直近9年間と異なる状況となった場合、例えば、経済情勢の悪化等による株式市況の急落又は対象株式の発行会社の業績、財務状況の悪化等により、対象株式の価格が当初価格を50.14%を超えて下落した場合、損失額が上記2.に記載した想定損失額を上回ることがあります。

4. 満期償還時における元本損失リスク

下記の【表1】は、本社債がロックイン事由が発生したと仮定し、最終評価日に対象株式の当初価格からの下落率に応じた、1券面当りの実質償還金額及び元本損失金額のイメージを示したものです。

【表1】

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額	元本損失金額
0%	¥1,000,000	¥0
▲10%	¥900,000	¥100,000
▲20%	¥800,000	¥200,000
▲30%	¥700,000	¥300,000
▲40%	¥600,000	¥400,000
▲50%	¥500,000	¥500,000
▲60%	¥400,000	¥600,000
▲70%	¥300,000	¥700,000
▲80%	¥200,000	¥800,000
▲90%	¥100,000	¥900,000
▲100%	¥0	¥1,000,000

5. 中途売却時における損失リスク

本社債の流通市場は確立されておられません。したがって、原則として、償還前に売却することはできません。仮に売却できたとしても、その売却価格は、対象株式の株価、対象株式の株価の予想変動率、金利、発行体および対象会社の格付などの影響を受け、当初の投資額を著しく下回る可能性があります。

発行体UBSについて

UBSは、150年の実績と、50カ国余で金融サービスを提供する世界最大級の金融機関です。UBSは、富裕層向け業務、投資銀行・証券業務およびアセット・マネジメントにおいて世界有数の地位を占め、スイス国内でもリテールおよび商業銀行業務で金融業界をリードしています。また、日本においては、1960年代半ばに営業拠点を開設し、現在に至るまで業務を展開しています。

主なリスク要因

価格変動リスク

本社債は、対象株式の価格水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン水準を下回った場合には、満期償還金額が対象株式の価格に連動するため、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

流動性リスク・中途売却リスク

本社債は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額および中途売却金額は対象株式の価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本社債の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本社債の償還日前の中途売却は受付けておりません。このため、本社債を満期日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本社債に投資される際には、満期日まで保有されることを前提にご検討ください。

信用リスク

本社債の発行体の業務、財産または信用状況に変化が生じた場合、例えば、本社債の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本社債の価格が下落するなどの可能性があります。その結果、お客様に損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

その他のご留意いただきたい事項

本社債は、対象株式の株価水準により、適用される利率が変更されます。また、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。なお、本社債所有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。

留意事項

手数料などの諸費用について

本社債を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

税制について

- 利子：利子は20.315%の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税の選択をすることができます。
- 譲渡益および償還益：上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

格付に関する留意事項

本資料において使用される格付について以下に掲げる当該信用格付与者は金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する留意点につきましては別途「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

- ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- フィッチ・レーティングス(Fitch)

お申し込みの際は

- 購入される場合は当社までお申し込みください。
- 契約締結前交付書面および目論見書等をお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- お取引に当たっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。外国証券取引口座約款を必ずお受け取りください。
- 販売額には限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。
- 当社において販売いたしました債券の価格情報等につきましては、当社にお問い合わせください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

 **アイザワ証券**

商号等：藍澤證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号

(本社)：東京都中央区日本橋1-20-3

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関：

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称：FINMAC)